



島根県報

平成17年3月1日(火)
第1654号
 (毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目次

告 示

県政情報センター等設置運営要綱の一部改正	(総務課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(健康福祉総務課)	1
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	(")	2
市町村民生委員協議会の区域の一部改正	(")	2
民生委員の市町村別定数の一部改正	(")	3
農業災害補償法の規定による組合員等の当然加入の除外基準の一部改正	(農業経営課)	3
保安林の指定の解除	(森林整備課)	3
保安林予定森林(3件)	(")	4
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(")	5
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生	(水産課)	6
中小企業同和对策資金利子補給金交付要綱の一部改正	(経営支援課)	6
車両制限令の規定に基づく道路の指定(2件)	(道路維持課)	6

公 告

平成17年度前期技能検定試験の実施	(労働政策課)	7
平成17年度技能検定試験の実施	(")	10
平成17年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	(建築住宅課)	12

正 誤

平成16年3月30日付け島根県報号外第37号中	(人事課)	13
平成16年4月16日付け島根県報第1,564号中	(農業経営課)	13

告 示

島根県告示第241号

県政情報センター等設置運営要綱(平成6年島根県告示第716号)の一部を次のように改正する。

平成17年3月1日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条第2項の表出雲地区県政情報コーナーの項中「、平田市」を削る。

附 則

この告示は、平成17年3月22日から施行する。

島根県告示第242号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年3月1日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
成人病健診センター	出雲市塩冶町223 - 7	平成17年2月28日

島根県告示第243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年3月1日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		所在地	変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称			
			変更前	変更後		
特定非営利活動法人 あかぎ福祉会	飯石郡飯南町下赤名1919番地1	痴呆対応型共同生活介護	赤来町ファミリーケアセンター まんでんの家	あかぎファミリーケアセンター まんでんの家	飯石郡飯南町下赤名1919番地1	平成17年1月1日

島根県告示第244号

市町村民生委員協議会の区域（昭和32年島根県告示第151号）の一部を次のように改正し、平成17年3月22日から施行する。

平成17年3月1日

島根県知事 澄 田 信 義

表出雲市の部に次のように加える。

平田地区	平田町、西平田町
灘分地区	灘分町、島村町、出島町
国富地区	美談町、西代町、国富町、口宇賀町
西田地区	西郷町、本庄町、万田町、奥宇賀町
鱈淵地区	河下町、別所町、唐川町、猪目町
久多美地区	東郷町、東福町、久多見町、野石谷町、上岡田町
桧山地区	岡田町、多久谷町、多久町
東地区	園町、鹿園寺町、小境町
北浜地区	小津町、十六島町、釜浦町、塩津町、美保町
佐香地区	三津町、小伊津町、坂浦町
伊野地区	地合町、野郷町、美野町
佐田地区	佐田町
多伎地区	多伎町
湖陵地区	湖陵町

大社地区

大社町

表平田市の部を削る。

島根県告示第245号

民生委員の市町村別定数（昭和49年島根県告示第601号）の一部を次のように改正し、平成17年 3 月22日から施行する。
平成17年 3 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

表中 「

出雲市	183人
-----	------

」を「

出雲市	359人
-----	------

」に、

「

江津市	115人
平田市	88人

」を「

江津市	115人
-----	------

」に、

「

斐川町	62人
佐田町	21人
多伎町	12人
湖陵町	17人
大社町	38人

」を「

斐川町	62人
-----	-----

」に改める。

島根県告示第246号

農業災害補償法の規定による組合員等の当然加入の除外基準（平成16年島根県告示第430号）の一部を次のように改正し、平成17年 3 月22日から施行する。

平成17年 3 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

表水稻の部30アールの項及び表の部30アールの項中「、平田市」を削る。

島根県告示第247号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年 3 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所
隠岐郡西ノ島町大字浦郷字タヤ 2 - 4、2 - 13
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第248号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年 3 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

飯石郡飯南町佐見1405 - 2、1405 - 4、1406 - 1、1408 - 1、1410 - 1、1410 - 2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第249号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年 3 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

那賀郡三隅町大字黒沢1501 - 1、1502、1503、1503 - 1、1504、1505、1505内1、1506、1506内1、1509、1535から1537まで、1539、1540、1540内1、1541、2301 - 3から2301 - 5まで、2301 - 16、2325、2326、2326 - 1、2327、2328、2330、2331、2335、弥栄村大字木都賀イ2117、イ2118、イ2120

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第250号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年 3 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡西ノ島町大字美田字ハシ922 - 1、922 - 2、924、926、928、929 - 1 から929 - 3 まで、930 - 5、930 - 7、931 - 1 から931 - 7 まで、932 - 1 から932 - 4 まで、932 - 7 から932 - 11 まで、933、934 - 1、935

(2) 指定の目的

風害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡西ノ島町大字美田字ハシ922 - 1、922 - 2、924、926、928、929 - 1 から929 - 3 まで、930 - 5、930 - 7、931 - 1 から931 - 7 まで、932 - 1 から932 - 4 まで、932 - 7 から932 - 11 まで、933、934 - 1、935

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第251号

平成17年島根県告示第166号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を佐田町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成17年 3 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所				不分明である通知の相手方	
郡	村	大字	地番	保安林の所有者	住所
簸川	佐田	原田	1562 - 17	中井 孝	兵庫県明石市東野町2199 - 11
			1563 - 5	亀井義久	米子市皆生1903
			1819 - 29	高橋国重	簸川郡佐田町大字原田1020
〃	〃	大呂	3102 - 12	今岡友紀 今岡 大	出雲市小山町56 〃 〃 56

		3102 - 31	木村政一	雲南市掛合町波多1002 - 1
--	--	-----------	------	------------------

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

島根県告示第252号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成17年 3 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

隠岐の島加入区（おき西郷漁業協同組合）

島根県告示第253号

中小企業同和对策資金利子補給金交付要綱（昭和54年島根県告示第76号）の一部を次のように改正する。

平成17年 3 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

第4条第1項中「について、融資要綱に定める融資利率から3パーセント（当該融資利率が年6パーセント未満である場合には、当該融資利率の2分の1）を控除した利率により計算して得られる」を「に融資要綱に定める融資利率を乗じて得た額から、融資金融機関が当該同和对策資金の融資を受けた者から支払いを受けることができる利子の額を控除して得た」に改め、同条第2項中「について」を「に」に、「により計算して得られる」を「を乗じて得た」に改める。

附 則

この告示は、平成17年 3 月 1 日から施行する。

島根県告示第254号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成17年 3 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 路線名及び区間

道路の種類	路 線 名	区 間
県道	斐川一畑大社線	簸川郡斐川町大字沖洲1632番地先から同町大字黒目2210番地先まで
〃	斐川出雲大社線	簸川郡斐川町大字黒目2210番地先から出雲市大社町入南615番1地先まで

2 指定期日 平成17年 4 月 1 日

島根県告示第255号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートル

ルである道路を次のとおり指定する。

平成17年 3 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 路線名及び区間

道路の種類	路 線 名	区 間
県道	出雲空港線	簸川郡斐川町大字沖洲2540番地先から同町大字荘原町2422番地先まで
"	出雲空港穴道線	簸川郡斐川町大字荘原町2422番地先から松江市宍道町伊志見486番 5 地先まで

2 指定期日 平成17年 4 月 1 日

公 告

平成17年度前期技能検定試験を次のとおり実施する。

平成17年 3 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 実施職種（作業名）及び実施等級

(1) 1 級技能検定及び 2 級技能検定を実施する職種（作業名）

園芸装飾（室内園芸装飾作業）

造園（造園工事作業）

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業）

機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業）

放電加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）

金属プレス加工（金属プレス作業）

鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）

建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）

工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）

仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）

切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）

ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

建設機械整備（建設機械整備作業）

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

家具製作（家具手加工作業）

建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）

石材施工（石張り作業、石積み作業）

とび（とび作業）

左官（左官作業）

ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）

タイル張り（タイル張り作業）

畳製作 (畳製作作業)

防水施工 (ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP 防水工事作業)

内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)

サッシ施工 (ビル用サッシ施工作業)

表装 (表具作業、壁装作業)

塗装 (木工塗装作業、建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業)

広告美術仕上げ (広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業)

フラワー装飾 (フラワー装飾作業)

(2) 3 級技能検定を実施する職種 (作業名)

園芸装飾 (室内園芸装飾作業)

造園 (造園工事作業)

機械加工 (普通旋盤作業、フライス盤作業、数値制御旋盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業)

仕上げ (機械組立仕上げ作業)

機械保全 (機械系保全作業、電気系保全作業)

電子機器組立て (電子機器組立て作業)

広告美術仕上げ (広告面粘着シート仕上げ作業)

フラワー装飾 (フラワー装飾作業)

(3) 単一等級技能検定を実施する職種 (作業名)

路面標示施工 (溶融ペイントハンドマーカール工事作業、加熱ペイントマシンマーカール工事作業)

産業洗浄 (高圧洗浄作業)

2 受検資格

受検資格は、1 級技能検定については職業能力開発促進法施行規則 (昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。) 第64条の2 に規定する者とし、2 級技能検定については規則第64条の3 に規定する者とし、3 級技能検定については規則第64条の4 に規定する者とし、単一等級技能検定については規則第64条の6 に規定する者とする。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、1 級技能検定については規則第65条第2 項の規定により、2 級技能検定については同条第3 項の規定により、3 級技能検定については同条第4 項の規定により、単一等級技能検定については同条第7 項の規定による。

4 試験実施期日

(1) 実技試験

平成17年6 月13日 (月) から同年9 月11日 (日) までの間で別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

(2) 学科試験

ア 1 級及び2 級

職 種	学 科 試 験 日
造園、金属熱処理、金属プレス加工、とび、防水施工、サッシ施工、塗装	平成17年 8 月21日 (日)
園芸装飾、機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	平成17年 8 月28日 (日)
鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、ブロック建築、タイル張り、表装、フラワー装飾	平成17年 9 月 4 日 (日)

イ 3 級

職 種	学 科 試 験 日
園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、広告美術仕上げ、フラワー装飾	平成17年 7 月31日 (日)

ウ 単一等級

職 種	学 科 試 験 日
産業洗浄	平成17年 8 月21日 (日)
路面標示施工	平成17年 9 月 4 日 (日)

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成17年 6 月 6 日 (月) に島根県職業能力開発協会において公表する。

なお、一部の職種については問題を公表しない場合もある。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、1 級技能検定にあつては規則別表第12の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、2 級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3 級技能検定にあつては規則別表第13の 2 の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、単一等級技能検定にあつては規則別表第13の 5 の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島 1 丁目 4 番地 5 号 S Pビル 2 F

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

平成17年 4 月 4 日 (月) から同月15日 (金) までとする。ただし、郵送 (書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。) の場合は、同月15日 (金) の消印のあるものまでを受け付ける。

(4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	15,700円	3,100円
婦人子供服製造	13,000円	

ただし、3 級を受検する者のうち、職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) による公共職業能力開発施設で職業訓練を受講しているもの、同法による認定職業訓練のための施設で職業訓練を受講しているもの (就職しているものを除く。) 又は学校教育法 (昭和22年法律第26号) による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校 (中等教育学校の後期課程を含む。) 専門学校又は各種学校に在学するもの、その他知事が認めるものに係る受検手数料の額

は次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、広告美術仕上げ、フラワー装飾	10,500円	3,100円

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒（あて名を明記し、切手をはること。）を同封すること。

10 合格発表等

(1) 合格者の氏名は、平成17年7月31日（日）に学科試験を実施する職種については平成17年8月30日（火）に、そのほかの職種については平成17年10月4日（火）に島根県報で公告する。

(2) 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、島根県職業能力開発協会が平成17年10月上旬に書面で通知する。

(3) 1級技能検定及び単一等級技能検定の合格者については厚生労働大臣名の、2級技能検定及び3級技能検定の合格者については島根県知事名の合格証書を交付する。また、1級技能検定の合格者には1級技能士章を、2級技能検定の合格者には2級技能士章を、3級技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級技能検定の合格者には単一等級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部労働政策課又は島根県職業能力開発協会に問い合わせること。

平成17年度技能検定試験（随時実施する3級、基礎1級及び基礎2級）を次のとおり実施する。

平成17年3月1日

島根県知事 澄 田 信 義

1 実施職種

(1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保全に係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 受検資格

受検資格は、3 級技能検定については職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)第64条の 4 に規定する者とし、基礎 1 級及び基礎 2 級技能検定については規則第64条の 5 に規定するものとする。ただし、3 級技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎 1 級又は基礎 2 級に合格した者に限る。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、3 級技能検定については、規則第65条第 4 項の規定により、基礎 1 級技能検定については同条第 5 項の規定により、基礎 2 級技能検定については同条第 6 項の規定による。

4 試験実施期日

試験は実技試験及び学科試験によって行い、試験実施期日は別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、3 級技能検定については規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、基礎 1 級技能検定については規則別表第13の 3 の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、基礎 2 級技能検定については規則別表第13の 4 の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島 1 丁目 4 番地 5 号 S Pビル 2 F

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

申請書類は随時受け付ける。なお、郵送する場合は、書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	15,700円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	13,000円	

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒(あて名を明記し、切手をはること。)を同封すること。

10 合格発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合否結果については、島根県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 合格者には、島根県知事名の合格証書を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部労働政策課又は島根県職業能力開発協会に問い合わせること。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、平成17年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）第16条の規定に基づき公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の17第1項の島根県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。

平成17年3月1日

島根県知事 澄 田 信 義

第1 試験期日及び時間

1 「学科の試験」

（二級建築士試験）

平成17年7月3日（日）午前10時から午後5時10分まで

（木造建築士試験）

平成17年7月24日（日）午前10時から午後5時10分まで

2 「設計製図の試験」

（二級建築士試験）

平成17年9月25日（日）午前11時30分から午後4時まで

（木造建築士試験）

平成17年10月9日（日）午前11時30分から午後4時まで

第2 試験地及び試験場

1 「学科の試験」

（二級建築士試験）

松江市 松江市古志原4-1-10

島根県立松江工業高等学校

浜田市 浜田市瀬戸ケ島町25-3

島根県立浜田水産高等学校

（木造建築士試験）

松江市 松江市古志原4-1-10

島根県立松江工業高等学校

2 「設計製図の試験」

（二級建築士試験）

松江市 松江市古志原4-1-10

島根県立松江工業高等学校

浜田市 浜田市瀬戸ケ島町25-3

島根県立浜田水産高等学校

（木造建築士試験）

松江市 松江市古志原4-1-10

島根県立松江工業高等学校

第3 受験申込手続

1 インターネットによる受験申込

インターネットによる受験申込については、平成16年二級又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込に必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(1) 受付期間及び受付時間

平成17年 4 月 1 日 (金) から 4 月 8 日 (金) まで
 受付開始日の午前10時から受付最終日の午後 4 時まで

(2) 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaeic.jp/>) において、必要な事項を入力し申込むこと。

2 受付場所における受験申込

(1) 受付地及び受付場所

松江市 松江市北田町35 - 3
 社団法人 島根県建築士会

浜田市 浜田市原井町908 - 28
 浜田建設会館

(2) 受付期間及び受付時間

平成17年 4 月 11 日 (月) から 4 月 15 日 (金) まで
 午前10時から午後 4 時まで

(3) 受験申込方法

受験申込書の受付は、原則として上記受付地に設ける受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出すること。

ただし、離島その他の遠隔地で、直接申込ができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り郵送を認める。

郵送の場合は、申込受付最終日までの消印のあるもので、所要の郵便切手をはったあて先明記の受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とすること。

第 4 合格者の発表及び合否の通知

平成17年12月 8 日 (予定)。合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、「学科の試験」については、平成17年 9 月 6 日 (予定)。

第 5 合格判定基準の公表

合格者の発表の際に合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び社団法人島根県建築士会に掲示する。

第 6 その他

1 設計製図の課題は、平成17年 6 月 22 日ごろから財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び社団法人島根県建築士会に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

2 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出ること。

 正

 誤

平成16年 3 月 30 日付け島根県報号外第37号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
12	上から 7	第 2 号	第 1 号

平成16年 4 月 16 日付け島根県報第1,564号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	下から20	第1条の6	第1条の5